

第10回社会保障改革に関する集中検討会議議事要旨

開催日時：平成23年6月2日(木) 18:00～19:16

場 所：官邸4階大会議室

出席者：

(政府・与党)

菅	直人	内閣総理大臣(議長)
与謝野	馨	社会保障・税一体改革担当大臣(議長補佐)
枝野	幸男	内閣官房長官
片山	善博	総務大臣
野田	佳彦	財務大臣
細川	律夫	厚生労働大臣
玄葉	光一郎	国家戦略担当大臣
仙谷	由人	内閣官房副長官、民主党社会保障と税の抜本改革調査会長
福山	哲郎	内閣官房副長官
藤井	裕久	内閣総理大臣補佐官
松下	忠洋	経済産業副大臣
亀井	亜紀子	国民新党政務調査会長

(有識者)

岡村	正	日本商工会議所会頭
古賀	伸明	日本労働組合総連合会会長
清家	篤	慶應義塾長
成田	豊	電通名誉相談役
堀田	力	さわやか福祉財団理事長
峰崎	直樹	内閣官房参与
宮島	香澄	日本テレビ解説委員
宮本	太郎	北海道大学大学院法学研究科教授
矢崎	義雄	独立行政法人国立病院機構理事長
柳澤	伯夫	城西国際大学学長
吉川	洋	東京大学大学院経済学研究科教授
渡辺	捷昭	トヨタ自動車株式会社代表取締役副会長

概要

(与謝野議長補佐) ただいまより「社会保障改革に関する集中検討会議」を開催する。

本日は社会保障改革の全体像、費用推計、一体改革の基本的な姿などを内容とする社会保障改革案を提示し、議論の集約を進めていく。この社会保障改革案は、厚生労働省案を土台としつつ、これまでの集中検討会議における議論や総理からの指示を踏まえて

作成したものである。

それでは、社会保障改革案を説明する。

○「社会保障改革案」について

(中村内閣官房社会保障改革担当室長) 本集中検討会議は、本年2月の会議発足以来、震災での中断を挟み、本日を含めて10回、非公式な準備作業会合を含めれば13回にわたり検討してきた。資料1「社会保障改革案」は、この間の各委員からの意見、各界からのヒアリング、厚生労働省の改革案、前回及び前々回会議において総理から示された事項、与党の報告等を総合的に勘案し、社会保障改革の具体的方向について取りまとめたものである。

まず、「I 社会保障改革の全体像」についてである。「社会保障改革の基本的な考え方」としては、1960年代以降今日までの社会経済諸情勢の大きな変化を踏まえ、社会保障の原点に立ち返り、機能の復元と強化を図ること。

具体的には、社会保障国民会議以来の様々な議論の積み重ねを尊重し、以下の諸点に留意しつつ改革を行うとし、4点にわたり留意点を掲げている。

第1点は、個人の尊厳の保持、自立・自助を国民相互の共助・連帯の仕組みを通じて支援していくことを基本に、国民一人一人が「居場所と出番」を持ち、社会経済を支えていくことのできる制度を構築すること。

第2点は、必要な機能の充実と徹底した給付の重点化・制度運営の効率化を同時に行い、高機能で中長期的に持続可能な制度を実現すること。

第3点は、給付・負担両面で、世代間のみならず世代内での公平を重視すること。

第4点は、社会保障・財政・経済の相互関係に留意し、社会保障改革と財政健全化の同時達成、社会保障改革と経済成長との好循環を実現する、という点を挙げている。

「2 改革の優先順位と個別分野における具体的改革の方向」については、「改革の優先順位」としては、子ども・子育て支援、若年雇用対策、医療・介護等のサービス改革、年金改革、制度横断的課題としての「貧困・格差対策」「低所得者対策」についてまず優先的に取り組むこととしている。

「個別分野における具体的改革」については、第1に、前回、前々回に総理から示された「安心」「支え合い」「成長」の各3本柱について着実な実行を図ること。第2に、社会保険(=共助・連帯)の枠組みの強化による機能強化を基本とすること。

第3に、これらを踏まえ、社会保険制度において適用拡大や低所得者対策を実施することなどにより、セーフティネット機能の強化を図ること。

第4に、世代間のみならず、世代内での公平の確保等を図る観点から、給付・負担両面での見直しを行うこと。

第5に、医療・介護・保育等のサービス分野については、成長に貢献し、地域に根ざすサービス提供体制の実現を図ること、といった点を基本に、必要な機能の充実と徹底した給付の重点化・制度運営の効率化を同時に実施することとしている。

本文では、この後、個別分野ごとの項目を示しているが、この点については別紙1をご覧ください。

別紙1では、社会保障改革の具体策、工程及び費用試算についてまとめている。

1 ページは、子ども・子育てについてである。子ども・子育て新システムの制度実施に伴う保育等の量的拡充、幼保一体化などの機能強化を掲げている。

また、1 ページのAの欄の下の方をご覧くださいと、これによる女性の就業率の向上、保育等の従事者の増加という点に☆が付いているが、これは成長戦略に特に関係が深い項目であることを示している。

Cの欄の「工程」において、新システムの具体案については、早期に取りまとめ、税制抜本改革とともに法案を提出するとしており、Dの欄において、2015年における公費の所要額は0.7兆円程度と示している。

以下同様に各項目について記述されている。2 ページは、医療・介護サービスの提供体制についてである。例えば急性期医療への医療資源の集中投入や、受け皿としての在宅医療の充実が挙げられており、8,700億円程度の費用が見込まれている。

一方で、Bの欄にあるように、平均在院日数の減少等により4,300億円程度の効率化が図られる。

この医療・介護サービスの提供においては、所要経費は2015年度に0.6兆円程度であり、工程としては、まず2012年以降、診療報酬・介護報酬の体系的な見直し、また、基盤整備のための一括的な法整備を2012年を目途に法案提出するとし、2025年ごろまでにあるべき姿を実現するとしている。

3 ページは、医療・介護保険制度の改正である。例えば被用者保険の適用拡大、国保の財政基盤の安定化・強化・広域化といったことが掲げられている。

Aの欄のcには、当集中検討会議でも議論があった医療におけるビッグリスクに備え、スモールリスクのカバーからシフトしていくという給付の重点化等についても触れられている。

dの欄では、番号制度の創設等を前提として、総合合算制度の導入を掲げており、前のページと合わせ、2015年に医療・介護関係では1.6兆円弱の費用が見込まれている。

4 ページは、年金についてである。「所得比例年金」と「最低保障年金」の組合せからなる一つの公的年金制度にすべての人が加入する「新しい年金制度の創設」については、国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、実現に取り組むこととしている。

それまでの間、現行制度の改善が求められ、最低保障機能の強化として、低所得者への加算等で0.6兆円程度の経費が見込まれる。

一方、Bの重点化の欄には、高所得者の年金給付の見直しを挙げており、仮に年収1,000万円以上の高所得者に対してこれを行えば450億円程度の公費縮小効果があるとの計数が掲げられている。

5 ページには、短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大、第3号被保険者制度の見直し、在職高齢年金の見直し、産休期間中の保険料負担免除、被用者年金の一元化等の課題を掲げている。

一方、重点化・効率化については、デフレ下のマクロ経済スライドを実施した場合の公費の縮小額や、支給開始年齢を引き上げた場合、1歳引き上げるごとに引上げ年において0.5兆円程度の公費縮小が見込まれることが記されている。

これらの具体策の工程については、今後「現行制度の改善」全体について、検討の場とスケジュールを明確化した上で、2012年以降速やかに法案提出ができるよう検討を進めていくこととしている。

以上について、5ページの下欄にあるように、重点化・効率化分を勘案すると、2015年度の機能強化の公費所要額は約2.7兆円程度と見込まれている。

6ページは、就労促進とⅠ～Ⅳ以外の充実、重点化・効率化項目を挙げている。

7ページは、貧困格差対策について、ここまで述べてきた事項の再掲ではあるが、社会保険の適用拡大あるいは社会保険制度における低所得者対策の強化等をまとめたものである。この所要額は、再掲であるが、2015年段階で1.4兆円程度と見込まれている。

以上の項目について文章編では5ページの中ほどまで記述されている。5ページの中央で、社会保障・税に関わる共通番号制度の早期導入についても触れている。

6ページからは、以上の社会保障改革の全体像を踏まえ、改革後の社会保障費用の推計が示されている。充実と重点化・効率化の同時実施による機能強化にかかる費用については、改革全体を通じて、2015年度において充実による額が3.8兆円程度、重点化・効率化による額がマイナス1.2兆円程度であるので、追加所要額（公費）は約2.7兆円程度と見込まれている。

6ページの下部では、改革後の社会保障給付にかかる公費（国・地方）全体の推計を示している。別紙2の1枚目にも示されているとおり、2015年の社会保障給付の総額は121.9兆円、社会保障にかかる国・地方公費全体は47.4兆円と見込まれている。47.4兆円のうち年金、医療、介護、子ども・子育ての4分野にかかる国・地方の公費は42.0兆円と見込まれている。

7ページからは、Ⅰ及びⅡの記述を踏まえ、「社会保障・税一体改革の基本的姿」を記している。

まず、「1 社会保障の安定財源確保の基本的枠組み」であるが、(1)にあるように、民主党「税と社会保障の抜本改革調査会」中間整理等、社会保障財源のあり方に関する累次の報告や関係法律の規定を踏まえ、社会保障給付に要する公費負担の費用は消費税（国・地方）を主要な財源として確保する。

また、消費税（国・地方）の使途は、現在は国分が予算総則上高齢者三経費に充当されているが、今後は、高齢者三経費を基本としつつ、その全額の使途を「制度して確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」に拡充するとしている。

「(2) 消費税の使途の明確化」については、消費税（国・地方）は全て国民に還元し、官の肥大化には使わないこととし、消費税を社会保障の目的税とすることを法律上、会計上も明確にすることを含め、区分経理を徹底する等、消費税（国・地方）の使途を明確化する「消費税の社会保障財源化」を謳っている。

将来的には、社会保障給付にかかる公費全体について消費税（国・地方）を主たる財源として安定財源を確保することによって、社会保障制度の一層の安定・強化につなげていくとしている。

「(3) 国・地方を通じた社会保障給付の安定財源の確保」については、サービスを

設計し、実行する地方自治体の役割は社会保障において極めて重要であり、地方による分権的な社会保障は、社会保障の信頼を大きく高めると記している。消費税込（国・地方）の具体的な充当先となる社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた消費税込（国・地方）の配分を実現し、国とともに社会保障制度を支える地方自治体の社会保障給付に対する安定財源の確保を図るとしている。

「（４）消費税込の段階的引上げ」についてであるが、改革後の社会保障費用の推計を踏まえ、社会保障給付の規模に見合った安定財源の確保に向けて、まずは、2015年度までに段階的に消費税率（国・地方）を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保することとしている。

社会保障改革の安定財源確保と財政健全化の同時達成についてであるが、「現在の世代が受ける社会保障は現在の世代で負担する」との原則に一刻も早く立ち戻るという観点と、社会保障改革の財源確保と財政健全化は相反する課題ではなく、両者を同時達成するしかそれぞれの目標を実現する道がないという考え方に立ち、社会保障・税一体改革においては、改革後の社会保障給付にかかる費用を踏まえつつ、その安定財源を確保していくことを通じて、財政健全化を同時に実現することとしている。

別紙3の3ページも併せてご覧いただきたい。具体的には、まずは、2015年度までに段階的に消費税率（国・地方）を10%まで引き上げ、冒頭で述べた制度改正等による「機能強化」にかかる費用、高齢化の進行等により増大する費用、基礎年金の国庫負担2分の1を実現するために必要な費用、社会保障国民会議ではこの3つの経費を合計して「機能強化」としているが、この機能強化分と、後代に付け回しをしている「機能維持」にかかる費用及び消費税率引上げに伴う社会保障支出等の増加に要する費用を賄うことにより、社会保障の安定財源の確保を図る。

別紙3の4ページに示されているように、これにより2015年段階での財政健全化目標の達成が見込まれ、社会保障改革の安定財源確保と財政健全化の同時達成への一里塚が築かれると考えている。

社会保障・税一体改革における税制全体の抜本改革については、所得、消費、資産にわたる税制全般の改革を実施していく。この点については（注）に記述されているように、税制調査会において税制抜本改革の課題等の審議を行い、包括的な税制抜本改革の姿を示すこととしている。

10ページに、「社会保障・税一体改革のスケジュール」について示している。社会保障改革については、別紙1に示された工程表に従い、各分野について遅滞なく順次その実施を図り、税制抜本改革については、平成21年度税制改正法附則104条に示された道筋に従って平成23年度中に必要な法制上の措置を講じ、国民の理解と協力を得ながら社会保障と税制の改革を一体的に進めることとしている。

最後に「経済成長との好循環の実現」について記述している。成長と安心、社会保障と経済成長は車の両輪であり、社会保障は需要・供給両面で経済成長に寄与する機能を有しているので、当会議でも様々な観点から御意見をいただいたが、これらを実施することにより、利用者・国民の利便の向上と新たな産業分野育成の観点から経済との好循環が実現できるよう諸改革を進めることとしている。

○討議

(与謝野議長補佐) ただいま説明があった「社会保障改革案」について御発言をお願いしたい。なお、福山内閣官房副長官が座長を務めている「一人ひとりを包摂する社会」特命チームがまとめた報告書を配付しているので、御参照いただきたい。

(片山委員) 最初に与謝野議長補佐にお伺いしたい。漏れ伝え聞いたところによると、今、説明された内容が既にマスコミに提供されていて、この会議が終わったら解禁ということになっていると伺ったが、それは本当か。今日会議をやって意見が出たときに、もう修正はしないということか。

(与謝野議長補佐) この後、政府・与党社会保障改革検討本部があり、政府・与党の政治プロセスにおいて様々な意見が出てくる。最後までこのままで行くということではない。集中検討会議としては今日を最後にしたいと思っている。

(片山委員) 集中検討会議は政府が設置したもので、政府・与党とはまた別の立場でせっかくこのように委員の皆さんが集まっているわけであるから、議論しても後は政治プロセスでやればよいというのは、いかにも失礼に当たるし、この集中検討会議の意義が非常に落ちる。

(与謝野議長補佐) そうではなくて、政治プロセスに入れば、政治プロセスの会議開催の都度、民間委員にお集まりいただき、また意見を伺うという、行ったり来たりのプロセスを重ねていくつもりである。

(片山委員) しかし、この集中検討会議は何回も開催されてきたが、少なくとも税財源の話に入ってからはさほど議論していない。様々な議論があり得ると思うが、最後になったらそそくさとまとめて、せっかく今日のような会議があってもそれは反映されないでそのまま政治プロセスに持っていくというのは、いかにも乱暴である。政府の見識が問われる。

(与謝野議長補佐) きちんと政治プロセスでの議論も御報告申し上げるし、民間委員にはその都度意見を伺いながら全体を進めていくことにしている。

(片山委員) 私が以前に話したことが全くこの改革案に反映されていないので、もう一度改めてきちんと意見を整理して申し上げたい。用意したペーパーをご覧いただきたい。

『社会保障改革案』に対する意見」と題しており、これは本当に私の意見である。私はかねて申し上げているが、社会保障施策は、年金を除くと大半を自治体が担っている。財源は国と地方で、国の寄与分が大きいですが、実施は自治体が行っており、その実施を行っている自治体の意見をきちんと聞いて、その上で社会保障制度の全体像を論じなければならず、自治体抜きで論じることは許されないことである。まして、そのための財源も自治体にきちんと理解が得られる形で議論しなければいけない。少なくとも政府が案を出すわけであるから、それまでに自治体の意見をきちんと聞いて成案をまとめる必要がある。

特に民主党政権は、地域主権を標榜して今日まで来ている。それは、自治体に関係することはよく相談しながら進めていくということである。しかし、これまで確かに自治体の代表が1回来て意見を述べているが、年金以外の制度を所管している割にはあまり

にもお粗末な扱いだし、乏しい機会ですべての意見すらほとんど反映していない。私がここで自治体の立場で述べたこともほとんど反映されていない。

社会保障は補助事業と単独事業で成り立っている。財源は国の用意したものと自治体側で税や交付税で用意したもので成り立つわけであるが、今回の改革案は総じて国が関与している、あるいは費用を出すものを中心に論じているわけであり、果たして国民、自治体にとって社会保障の全体像が明らかになっているかという点、全くなっていない。

というのは、費用を自治体が単独で負担することになっていても、法律上、制度化されていて自治体がやらざるを得ないものがある。当然、そういうものは今回の全体像の中で含めて考えなければいけない。

もう一つは、自治体が事実上ずっと実施してきて全国的に普及したところに、国費の付いた事業を上乗せしている部分もある。例えば、妊婦健診は5回は単価の高いものを地方単独で実施し、それを前提にして9回分を国費で上乗せしている。その地方単独の5回分はどうでもいいのか。自治体の裁量でやめてもいいと、この民主党政権が考えるならばそれでもいいが、それは全く現実に合わない話である。

だから、そのような自治体が行っていることの全体像を明らかにしないで、しかもそのことについての意見をきちんと聞いて、その上で政府としての見識を示すということになれば、本当に地域主権ということが絵に描いた餅に終わったり、羊頭狗肉という言葉があるが、羊頭を掲げて狗肉を売っていればいいが、狗肉すら売っていないという批判は必ず出てくる。

既にこの論議を注視している自治体側は、この問題について非常に鋭敏であり、この間の議論については総じて否定的、批判的である。ほとんど意見を聞いてもらっていないというのが自治体側の印象であるから、これは公に出たとたんにもうブーイングである。そのようなものが政府から出て本当にいいのかどうか。私も政府の一員として、本当に危惧している。

自治体の単独事業も含めた財源や全体像が示されて、その上で国と地方との役割分担をして、消費税ならば消費税の財源配分を決めようということになると、かなりフェアになるが、単独事業を除外したままで補助事業だけで社会保障政策の全体像だと言って、国と地方の役割分担で消費税の配分を決めるとなれば、圧倒的に国側に財源が行ってしまっただけで自治体側には何も残らないことになる。先ほど紹介された中にきれいごとが確かに書いてあるが、結局空振りになるだけの算式である。そのようなことを容認するはずがない。

目的税という話が先ほどあったが、これから上乗せする分の目的税化は政策判断であるからあり得ると思うが、根こそぎ目的税化になると、地方消費税と消費税から地方交付税に財源として寄与しているものがあり、それは、ペーパーの一番下に書いているが、地方消費税を創るときに単に国からおこぼれをもらうのではなく、それまで存在した地方消費課税、例えば料理飲食等消費税とか、電気税・ガス税などを全部撤収して地方消費税に乗り換えたものである。消費税を導入するときには所得課税の減税も行い、その減税が地方財源の減につながっているが、それも補てんする形で地方消費税に乗り換えたわけであり、国におんぶに抱っこしているわけでは必ずしもないわけである。そういう

経緯を無視して、これらすらもこの際どさくさにまぎれて全部目的税化することは、地方側は断じて許さない。本当に地方からブーイングが出る。

子ども手当のときを思い起こしていただきたい。あのときに反発が多く出てきた。私が一生懸命国側に立って説得してもあのような感じだった。地方との関係の部分では、地方の声を聞いていないということも含めて、私は正直に言ってこの案は全く評価していない。このような状態、このようなプロセスでこのような内容であると、私は、今回、国側として地方を説得するモチベーションはないので、どうなるか本当に危惧する。

最初に言ったように、スケジュールを決めて、結論を決めて、あとは形式的にやるだけだ、というようなことは絶対にやめるべきである。そのようなことをするので、会議ばかりやってという批判が出てくるのは、むべなるかなと思う。

大変失礼で申し訳ないが、率直な意見を申し上げておく。

(野田委員) まず、去年 12 月の閣議決定を踏まえて、工程表も含めて 6 月中に社会保障と税の一体改革の成案を得るというスケジュールの中で、ここで一つの試案を出すことが必要な時期だろう。国と地方が車の両輪となって社会保障を担っていくということはおっしゃるとおりであり、大事な観点である。その視点も含めて、これからの政府・与党のプロセス、あるいは税制抜本改革の議論を行う税調のいずれも片山大臣はお入りになっているので、その中で今の御議論を展開しながら進めていくのがいいのではないかと。今ここで、もう一回作り直してどうのという段階ではない。

(片山委員) それならば、もう少し自治体側の意見をきちんと丁寧に聞くプロセスを経るべきである。自治体はいつかいつかと待っていた。最初にこの問題の検討に、自治体側は誰かを委員の中に入れてくれという強い要望をしたと思うが、いずれ聞くから、いずれ財源の話になったら入ってもらおうから、というメッセージが伝わっている。だから、いずれいずれと思って中盤になったら、もう時間がありません、スケジュールですよと言うから、自治体側は非常に不満なのである。その不満がどっと出る。それは政権に対してかなりのダメージになる。そのことを危惧していると申し上げているわけである。

(与謝野議長補佐) 柳澤委員と私は、地方団体の意見を聞きながら三位一体改革に取り組んだ。地方も言ったとおりのことをやったつもりが、後でしかられるという妙な話になったことがあった。社会保障に関する地方財源をはぎ取るような話はどこにも誰も考えていない。消費税を上げるからには、平成 21 年度税制改正法附則 104 条の趣旨に沿って社会保障目的に使おうと言っているわけであり、地方財政を追い込むような姿勢はどこにもあるいは誰も持っていない。

地方の意見は、我々はきちんと聞いた。民間委員と私で全国知事会、全国市長会、全国町村会の意見をきっちり聞いて、地方の社会保障における重要な役割は、この報告書の中でも我々としてはきっちり書いたつもりである。ただ、単独事業まで全部面倒見ることについては、消費税という広く薄く徴収した財源で地方の首長、議会等が御判断になったことの面倒を見るのはどうかという意見もこれまでであったと思う。

(片山委員) 地方の意見を聞かれたと言うが、地方側は聞いてもらっていないという印象なのである。だから、非常にギャップがある。

客観的に見て、きちんと聞いてもらったという印象を地方が持たないのは、そのとお

りだろうと思う。もっと丁寧にこのような場で何回か聞くことが必要であると思うし、その段階で案などの擦り合わせまでとはいかなくても、意見交換はきちんとやるべきである。

もう一つ、附則 104 条については、前々回の会議でその条文が出ていたが、あれは見方によっては非常に姑息な資料である。あの中に国税の話と地方税の話が出てくる。確かに消費課税のうち国の消費税は目的化すると書いている。その後ろの方の、同じ条の違う号に、地方消費税については別の考え方で充実を図ると書いてある。そのことをあえて出さないで、国庫に都合のいいところだけ出されて議論するという進め方にも、地方側は非常に不信感を持っているわけである。

そのような不信感を払拭するためにも、結論を決めて意見を聞いたという単なるアリバイ作りではなく、きちんと意見を聞いてなるほどと思うものは取り上げ、向こうが間違っていると思うものはきちんと説得するという本当の意見交換を地方としてこなかった。これはいくらスケジュールの事情があっても許されるものではない。

(与謝野議長補佐) ただ、地方財政と国の財政を比べると、地方財政はプライマリー・バランスが黒字である一方、国の財政はプライマリー・バランスが相当大幅な赤字である。歴代の内閣は地方に対して相当の配慮をしてきたと思っている。消費税を上げることについて国と地方が財源をめぐって争うことはしたくない。まずは消費税を 5% 引き上げることが国民の理解を得られるかどうかが一番大事である。地方の取り分については、総務大臣と財務大臣で御相談していただければいいことなのではないか。

(片山委員) そのためには地方側の理解が必要である。ところが、今回地方側は非常に疎遠にされていると思っているから、消費税を 5% 引き上げることについても、にわかには賛同しない。だから、地方側に大きな取組に加わってもらうためにも、このような場できちんと将来像を共有して、その上で共通の理解に達して信頼感ある上で今後の作業を始めた方が、私は得策だと思う。

今回このまま進めると、本当に自治体側からブーイングが出るから、消費税を 5% 引き上げること自体に対しても非常に阻害要因になる可能性がある。

(与謝野議長補佐) それは違う。それは消費税を上げることの是非ではなく、財源をめぐって争っているみたいな話であり、それはやめようというのが当初からの考え方である。

(片山委員) それはやめようと言われるが、やめていない。私も税をずっとやってきたが、どう見ても最後は国側にしか行かないような算式を文字化している。配分しようと思っても、その段階では国費中心の社会保障の全体像で計算をすると、国側にしか財源が行かないことになるような仕組みにしてある。けんかしないようにと思うが、実はその背後にちゃんとした意図が含まれていることは私も感じていて、自治体側はもっと鋭敏に感じているから、与謝野議長補佐がそう言われても、地方側はなるほど、そうです、とは言わない。

(与謝野議長補佐) 隠された意図というのは何か。

(片山委員) 地方側が行っているもので、敬老の日に金品を配るなどというのは、本当の単独事業であるから勝手にすればいい。やめてもいいし、やりたければ増税してやれば

いい。そうではなくて、無認可保育所の問題だとか、保育料の軽減の問題だとか、子どもの医療費の軽減の問題だとか、予防接種だとか、単独事業でやっているものは多くある。そういうものは単独事業なのだから勝手にすればいい、すべて自治体が、保育料の軽減も子どもたちの医療費の助成も、民主党政権の中で全部やめてもいいということかと言われたらどうするか。妊婦健診も5回分はやめる、上乗せの安い分の9回だけ公費負担して、今まで自治体が単独で行っている5回分は行わなくていい、全体像の中に入っていないのだから、というメッセージになるわけである。それで本当にいいのかということである。

単独事業と言うと、すぐに余計な敬老会のときに、とよく財務省の人が言うが、そういうものはどうでもいい。そうでなくて、国民に対する社会保障のサービスの基礎部分になっていて、しかもその中には法令化されているものも随分ある。法令化されていなくても全国でやっていて、それを前提にして国が社会保障制度を考えているものがある。それを抜きにして国庫補助金が付いているものだけで論じるのは、私は自治体にいたが、全く現実的でない。

(与謝野議長補佐) それは附則104条に書いてある「制度として確立された」社会保障をどう解釈するかということによるのではないか。

(片山委員) 確立されているのである。費用は全部自治体が出し、国費は出さないが、法律として制度化されているものがある。

法律で制度化されていないが、全国の自治体を実施していることを前提にして、その上に厚生労働省の社会保障政策が乗っかっているものもある。このようなものは「確立された」と読むべきであるし、勝手にやっているとは言えない。

(与謝野議長補佐) それは財務大臣と総務大臣で「確立された」のはどの範囲かということと話合っていたかといけないういけない。

(片山委員) そのようなことを自治体も入れてこの場で議論するものだと思っていた。だから自治体の意見も聞いて、それはあんた勝手だよとか、それは確かに国全体として目配りしなければいけない事業ですね、ということが、この場か、ここから下りた分科会みたいなもので行われるものだ自治体側も思っていた。ところが、それが一切ないまま震災の後、とんとんと進んでこういう状況になっている。あれよあれよという間に決まってしまうと、ぼかんとして「勝手にやれば」という感じになっている。

(野田委員) あれよあれよというお話だが、社会保障のあるべき姿は5月中にまとめるというスケジュールがそもそもあって、若干ずれて6月2日になったが、その間も様々な意見交換をしながら、前回も、いわゆる政治協議プロセスと、この集中検討会議の民間委員との会議と、そして税調もスタートして、三頭立てで議論しながら6月中に成案を得る、というスケジュールを確認しながら来ている。だから、ここで突然地方の声が十分入っていないというちゃぶ台返しをするのは、政治論として問題だと思うので、地方の意見はこれからのプロセスの中でもじっくり聞いていくということで、前に進めていけないういけない。

(片山委員) それで自治体側が「なるほど」と膝を叩けばいいが、多分叩かない。

(吉川委員) 私は外部の人間ですが、物事には段取りというものがあると思う。片山委員

が指摘された国と地方の様々な問題があるというのは、私も理解している。ここで議論している今日の改革案については、第2ラウンドが必要だろうというのは誰でも考えることだろう。第2ラウンドで大いに議論していただけるだろうと我々も思っていた。片山委員はこのような大きな方向性についてちゃぶ台をひっくり返すのが、この国にとっていいことだと思っていらっしゃるのか。

(片山委員) ちゃぶ台をひっくり返すなんてつもりは毛頭ない。もうちょっと丁寧に聞いてあげることが必要で、そのようなメッセージを自治体側に出していた。それが実行されていないことに対して現時点では非常に不信感を持っているから、私がちゃぶ台をひっくり返すというわけではなく、自治体側から結果としてちゃぶ台がひっくり返るような様々な意見やブーイングが出てきますよという危惧を申し上げているわけである。

(吉川委員) 片山委員の御発言には、外部から来ている委員としては非常に驚きを覚える。

(柳澤委員) 片山委員のおっしゃることに關しては、そもそもこの時間配分が少しバランスがよくないと私も思っていた。社会保障の議論に多くの回数が費やされて、後の取りまとめ及び財政問題については回数が少ない。しかし、それは皆、念頭に置いて議論に参加していたと思う。

社会保障についての自治体の役割を御説明されるが、私は横浜市の元副市長の前田委員の話には非常に感銘を受けた。このことは、その後の会議でも私から発言している。自治体の代表としての御議論以外でも、我々は社会保障の実態が自治体とどのように関係して推進されてきたか、かなりインプレッシブな話を何回もここで聞いたというのが実情である。

他方、財政問題については、様々な積み重ねがあることはここでも何回も言及しているわけであるから、そのような枠組みの中で、審議は進められてきた。期間的なバランスから言うと社会保障の方が長くて、取りまとめ及び財政問題は短いという感は初めからあったが、それはあらかじめ把握した上で審議に参加してきたので、是非これで取りまとめる方向でお願いしたい。

(片山委員) 私自身違和感があるのは、最初に社会保障を議論するが、いずれ財源の話になるから地方側からも加わるという話で、それをずっと待っていた面もある。ところが、終盤に至ったら、さっと終わってしまって、私自身が財源の問題について意見をきちり伝える機会がないままである。ちゃぶ台をひっくり返すのかと言うが、ちゃぶ台自体が出てきそうになったらぱっと引っ込められてしまったという感じがあるので、ひっくり返す前にちゃぶ台の上できちんと議論していないということを申し上げている。

(玄葉委員) いずれにしても、一定の地方の理解は必要なことだと思う。まさに今日から財源の問題はスタートだということだと思う。これがたたき台だと思うから、これからいわゆる政治プロセスあるいは民主党の中も含めて議論に入る。何とか1か月でまとめたいと思って、これは腹を据えてやろうと思っている。今、片山委員がおっしゃった気持ちも少しわかるのは、自治体の方々はまだ話を十分聞いてもらっていないという思いでいるということなので、どこかのプロセスの中に、与党は与党で一度きちんと入れる。財源の議論はこれからスタートだということだから、国と地方の議論の場をどこかで入れるように工夫していただけないか。

(与謝野議長補佐) それは結構である。ただ、総務大臣と財務大臣で国と地方の問題は少し話し合っていたらいいとけない。附則 104 条について、以前の消費税率の上げのときのように、1%は地方に回して、残りの4%の3分の1を交付税に入れるという方式とは私は読んでいない。

(玄葉委員) そういうことも含めてきちんと議論しないといけない。

(片山委員) 単に消費税の配分の方法だけではなく、社会保障全体を論じるときに自治体が基盤を果たしていることに対する認識や評価をするかどうかという根っこの問題がある。その上で財源の話が出てくるべきである。私が不安なのは、プラットフォームがきちんとできていなくて、国の関与している部分だけを前提に論じているという面があることである。だから、財務大臣と相談する前に、政府全体として自治体が取り組んでいるインフラストラクチャーをどう評価するかがまずある。

もっと言うと、例えば生活保護も国と自治体とで費用負担をしているが、自治体の人員がインフラとして存在する。そういうものは単独事業だから無視していいとはならない。そういう問題を全部洗いざらい出して、今の日本の社会保障が国費と地方費でどのようなになっているのか、国と自治体を実質的に現場でどのような役割分担をしているのかを、自治体の意見を聞いて議論しないと、厚生労働省が関与して補助金を出しているところだけをざっとかき集めて、これが社会保障ですよと言ったら、非常に違和感がある。現実的でない感じがある。

(枝野委員) 今日提示された改革案の様々な意味での位置付けが、それぞれの方にとって若干ずれがあるのではないか。

民間の先生方にも大変なお時間を割いて熱心な御議論をいただいていたので、この改革案を集中検討会議として取りまとめることは、一つの到達点であるということになる。そうした前提に立つと、片山委員がおっしゃるように、これが結論だとすることは、地方との関係については、なかなか難しい面があると思う。

一方で、集中検討会議として一つの考え方を整理していただき、貴重な提言としていただいた上で、これから政治プロセスに移る。民主党、国民新党の党内に様々な議論がある中で、率直に申し上げて政治プロセスの中では変わってきて得る。だからこそ、それをきちんと民間委員とも与謝野議長補佐が窓口になって、しっかりと今後も議論していくと聞いている。

そうしたプロセスの中で、地方との関係について欠けている部分も含めて、まさに議論していくことが前提ではないかと、私も率直に言うとそういう受止めであるが、この改革案だけ読むと、あるいはこのプロセスをある見方で見ると、そうではなくて、これが結論で、さあ地方はこれをやりなさいと受け取られるという片山委員のような御心配があると思う。

その意味では、説明の方法などについて様々な配慮は必要であるし、今後のプロセスにおいては、税調も含めて、地方との関係、特に財源について、もう一柱、明確に位置付けていただく必要はあるのではないだろうか。この改革案は、まさにこの場で議論してきたここまでの集約であって、足りない部分について政治プロセスもあるし税調との関係もあるし地方との関係もある。このような整理がきちんと外にも伝わればいい。

(野田委員) 今回の官房長官の取りまとめで結構だと思うが、忘れてはいけないのは、このわずかな1か月に丁寧な議論もやっていくが、約束していた6月中に成案を得ることが万が一でも遅れたら、特に震災以降のマーケットの見方は非常に厳しいから、マーケットリスクがある。その点は相当に意識しながら、きちんと結論を出す。その中で、片山委員が御心配の点も含めて、税調のプロセスでも、あるいは政治プロセスでも、党の方でも御協議いただく。そのようなやり方で、しかし期限はきちんと区切って精力的にやる、ということを確認したい。

(片山委員) わかった。

国と地方の協議の場が先般の国会で法制化されたので、それに基づいて、この問題について地方側からは協議の対象にしてほしいという話が政府に来ているので、そういうことを通じて、野田委員が御心配になるスケジュールのことも念頭に置きながら、できるだけ早く地方側との協議の場を持つようにしたい。

(与謝野議長補佐) わかった。

官房長官のお話のとおり、この会議ではこの案をまとめて、その後の政治プロセスがいくつかあるので、その中で地方の御意見を伺うことにしたい。

ただし、単独事業を全部認めろというような話は、やはり通用しないのではないかと考えている。ある程度普遍性のある単独事業というものが仮にあるとしたら、それは完全に確立されていないがほぼ確立されている社会保障制度だとは言えても、地方がばらばらに行っているものを全部ということは、なかなか難しいのではないかという気もしている。ただし、地方の御意見を伺った上で、菅内閣としての最終の仕上げを行わなければいけないわけであるし、その後、6月20日以降になると、復興構想会議の復興に関する提言も出てくる。こうなると、復興財源の話が非常に重要になってくるので、6月20日前後までには政府・与党としての成案を得るということで進めたい。

非常に短期間で申し訳ないが、その間、地方の御意見を再度お伺いすることとしたい。それを前提に、この原案を御了解いただきたいが、よろしいか。

(福山内閣官房副長官) 中身は、地方との関係の話だけで終わってしまうのか。

(峰崎委員) 現在、地方を入れて、日本の消費税率は5%である。それを2015年までに5%上げるということであるから、まさに大変な目標値だと一般的には言えるだろう。その際、やはりプライマリー・バランスの問題だけをとって見ても、2020年まで目標値を出しているわけであるから、2015年までの消費税率の5%引上げで、もう将来的な問題がなくなるわけではないだろう。2020年あるいは2025年の将来的な姿を見せていかないといけない。恐らく2015年では累積する債務残高はGDPの200%を超えると思う。2020年には更に累積していると思う。つまり、その間ずっとプライマリー・バランスは赤字だから、債務残高は増え続けていく。そういう実態があり、その次に累積した債務をどう少なくしていくかという大きな課題がある。そういった全体像からすると、この5%という数字で果たして本当に大丈夫だろうか。確かに5%という目標そのものが大変な目標だということは、過去の政治の歴史を見てもわかるが、その全体像を明らかにしなければいけないのではないか。

もう一点は、このプライマリー・バランスとの関係で5年先の数字を見たときに、実

はプライマリー・バランスの赤字分を減らす方におよそ3%が充てられて、機能強化等に2%が充てられる。現在デフレが進んでいるときに、政府支出そのものは1%分減っていく。それと同時に、消費税を上げるといことは、社会保障の機能強化を行うということなので、そのことと国民の意識の関係からすると、複数税率などの様々な国民の目線もある中で、全体として本当にこれで国民が、社会保障の機能強化になったと将来的に見えるだろうか。そういう意味で言うと、消費税率の上げが初めに5%ありきで数字が出ていて、本当に5年先には、我々の社会保障の姿はこういう姿であり、2020年、更にはその先どのぐらいの上げが必要になってくるのかということを考えていかなければならないのではないかと。

その際に、一番やらなければいけなかったのは、消費税もそうだが、ある意味では、保険料もまずは上げていく。そして、それ以外の税をどうするかという議論ももっととされてしかるべきではないか。

(堀田委員) 社会保障を持続させるためには増税が必要であることはよく感じていて、何としても実現したい。そのためには、国民を納得させないと絶対に実現しない。その視点から見ると、「このようにしたい。これだけお金がかかる。だからトータル10%。」という言い方は、理屈はわかるが、きつい言い方をすれば、高飛車だという感じがする。やはり、消費税を引き上げて困る人の立場に立って、「それは本当に大変でしょう。あなたの気持ちはよくわかるけれども、どうしても上げないと最終的にはもっと大変なことになるのですよ。だから、上げざるを得ないけれども、何とかそんなに上げずに済むようにいろいろ考えましたし、軽減税率についてもいろいろ検討しました。結局は、ここまでの範囲ではこういう結論だけれども、更に真剣に考えます。」という姿勢を併せて打ち出さないと、非常に受け入れにくいものになっていると思う。

(宮島委員) この後、税の負担増について理解を得ることに大変困難もあるだろうことを考えると、やはり十分な効率化は必要である。この会議の中で議論してきたことが十分にこの改革案に入っているのかと疑念があるのは、重点化・効率化の項目の中に数字が入っているものと入っていないで積算にも入っていないものがあることである。例えば、医療保険の「70～74歳2割負担」というのは、ある意味本則に戻すだけであるし、非常に収入が少ない若い人が3割負担で、経済的にゆとりのある人でも70歳だと1割負担というのは、疑問を感じる特例である。

2割に戻すことは比較的理解していただきやすいと思うのだが、この項目は、効率化による額の数字が示されていない。実現可能性によって数字を示す示さないを分けているのか。これもきちんと実現させていただきたい。

重点化・効率化の項目でも、よく見ると効率化というよりも若い人を含めた負担増の面が非常に多い。しかし、この会議では効率化について非常に丁寧に議論を行ったと思うので、今後の税の議論においても、効率化について国民がそこまで効率化した上なら増税もやむを得ないと納得するところまでしっかり議論し実行する必要がある。

(与謝野議長補佐) 医療保険において70～74歳を2割負担とすれば、効率化される金額はいくらか。

(中村内閣官房社会保障改革担当室長) 今、2割負担を特例で1割負担としている部分で、

毎年 2,000 億円が必要になっているので、本則に戻れば、その 2,000 億円は効率化される。

(岡村委員) 重点化・効率化の項目がやや抽象的で、具体性を欠いているので、徹底的に詰めていただかないといけない。この会議の中でも様々に議論があった。もし改めてお答えする必要があるれば、私案を提出しても結構である。

(渡辺委員) 国民が納得する成案にするためには、今日提示された案はよくまとまっているが、公費だけである。自己負担がどうなるのか、会社や個人の保険料がどうなるのか、という自助、共助、公助がどういうバランスになるのかを明確にしていかないと、それぞれが納得できないと思うので、是非そういう方向で進めていただきたい。

(福山内閣官房副長官) 大変よくまとめていただいて、心から敬意を表する。この社会保障の中に、子ども・子育て新システムや就労支援、社会的包摂の概念が入って、数字まで入ってきたのは、各委員の御努力を多としたい。

しかしながら、5%の内訳を表す別紙3の3ページをご覧いただきたい。誤解をいただく前に申し上げるが、私は財政健全化論者であるが、一番下の機能維持1%はある種の健全化に資するものである。高齢化等に伴う増は、自然増である。基礎年金の2分の1の国庫負担は、もともと必要なものである。そして一番上の消費税引上げに伴う社会保障支出等の増1%も自然な支出増である。

必要な経費だということは重々承知をしているが、消費税を5%上げて実質的に社会保障が増える分は1%分に見える。それで本当に国民が説得できるのかどうか。私は正直言って自信がない。

もう一点だけ申し上げる。民主党は菅総理が前代表の2003年から年金改革を国民に約束してきた。年金改革は一丁目一番地である。年金改革を行うために、当初は財源は要らない、基金からの取崩しでいいというのは、私も理解しているが、消費税5%を上げるといって、年金の制度改革はなしで、2分の1の負担だけを充当しますということで、本当に民主党の支持者がもつのだろうか。少し不安である。

現実に、年金の箇所でのどのような表現があるかということ、これまでどおりの年金の抽象的な表現が残っているだけで、一体いくらからは最低保障年金は減額されるのかとか、今、20歳の人はどういう将来の年金構造になるのかとか、40歳の人はどうなるのかということについて、実はこれではまだ見えていない。結果として言うと、将来に対する世代の公平さということを宮島委員始め、これまで主張していただいたのはありがたいが、これはまだ見えないというのが私の印象であり、財政健全化に偏重し過ぎではないかと思う。財政健全化は重要だと思っているが、これは悪意で見れば、「社会保障という名の財政健全化だ」とキャンペーンを張られやすいものだと思っている。努力は多とするし、いい案ができていると思うし、理屈としてはこのまま行けば日本にとってはよいと思うが、政治的に言うと、少し厳しい。国民を説得するにはなかなか厳しいと率直に感じたので、これからの政治プロセスの中で、地方との関係も含めて、こなれた議論を、幅を持たせて行っていただけるとありがたい。

(与謝野議長補佐) 今のお話については、この改革案は、給付を増やすことよりは、社会保障制度の持続可能性を確保すること、それと同時に財政健全化にも資することと、ま

た所得が少ない階層には十分な配慮をするという思想でできていて、振る舞っているという感じは全くない。今でもパンクしそうなわけであるから、やはりパンクしないようにやるということは、どうしても考えざるを得ない。

(福山内閣官房副長官) 民主党の中では、あまり振る舞いが好きではない方である。現実の問題として、財政が厳しいことも理解している。サービス合戦で消費税を上げるということはあまり言いたくない方であるが、しかし、それでもこの案は、説明するにはきついような気がする。

与謝野議長補佐がおっしゃることは、非常に理解しているつもりである。

(宮本委員) 今日は片山委員から、地方自治体の立場を強調される御議論もあったが、私自身も社会保障改革に関する有識者検討会の座長として、今度の社会保障改革は分権改革でもあることを重々強調したつもりである。

しかし同時に、サービスを受ける国民の側からすると、どこからどこまでが国の持ち分で、どこからどこまでが地方の持ち分なのか、あるいはどこまで地方の言い分が聞かれたかどうかということは、どちらかという二の次、三の次なのであって、本当に自分たちが必要としているサービスが提供されるかが問われてくる。そうであるからこそ、人々の身近なところで物事を決め、実行していく自治体の役割は大きいと考えるべきである。

5%の消費税増税が12.5兆円になるとして、言わば本当の充実部分が、子ども・子育て支援に関して言うならば7,000億円に止まるということは、実感できる改革につながるのだろうか、危惧を持っている。そのような中で、自治体がフルに回転して、実感できるサービスを行っていくことがなおのこと重要になっている。

したがって、今後の党内、政府部内の議論は、是非その方向で、つまり内輪の議論ではなくて、消費税を負担しつつ、どのような見返りがあるのかと考えている国民の立場でのまとめ方をお願いしたい。

(与謝野議長補佐) 地方の意見も伺いながら、6月20日前後の成案の取りまとめを行うことにして、地方の意見を伺う機会を作ることとする。

それでは、この社会保障改革の原案を集中検討会議として御了承いただきたい。よろしいか。

(「異議なし」と声あり)

(与謝野議長補佐) 本日の社会保障改革の原案を政府・与党社会保障改革検討本部並びに政府税調に集中検討会議として提示することとしたい。

最後に総理から御発言いただく。

(菅議長) 社会保障改革に関する集中検討会議も、10回の会合を重ね、本日、社会保障改革案が取りまとめられ、まずはこれまでの御苦勞に心から感謝申し上げる。

この改革案では、これまでのように、各制度ばらばらの改革ではなく、社会保障改革の全体像を示している点、更には具体的な費用推計や社会保障・税一体改革の基本的姿を明らかにしている点で、画期的なものである。この会議は、経済界、労働界を始め、多くの方々からヒアリングをし、更に委員各位の間で真摯な御議論を重ねていただいた。まさに国民的な議論の中で取りまとめられたものである。

また、今日の議論の中で、地方の意見についてもより重視していこうという御意見もあった。私も先だって、全国知事会に片山総務大臣とともに出席したが、そうした団体がこの社会保障の多くを担っていることを考えると、厳しい時間的な制約もあるが、一層の御努力をお願いしたい。

今後は、この改革案を原案として、政府・与党での議論を、地方との議論などを含めて、精力的に進める。そして、先月閣議決定したように、6月中に社会保障・税一体改革の成案を決定したい。

我が国は、震災前から経済の低迷、社会の閉塞、財政の悪化という三重苦に直面してきた。この社会保障と税の一体改革は、この停滞を突破して、日本を再生させるため、何としても実現しなければならない課題である。大震災に対する対応は、もちろん極めて重要であるが、それと同時に、中長期の問題としてのこの課題の重要性は、各委員御自身が重々御承知のとおりである。

これまでの皆様の御尽力に感謝するとともに、引き続き御協力を心からお願いする。
(与謝野議長補佐) 本日の会議はこれにて終了する。政治プロセスにおける会議開催の都度、集中検討会議の民間委員に意見を伺うことにしているので、引き続き御協力をお願い申し上げます。

(以 上)